（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第百二十三条　法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

［一～二十八　略］

二十九　第百三十条第一項第十五号に規定する場合において、同号の運用財産の運用を行う金融商品取引業者が、当該運用財産に係る権利者に対して提供を行った運用報告書（第百三十四条第一項第一号に規定する運用報告書をいう。）に記載すべき第百三十条第一項第十五号の対象有価証券に係る第百三十四条第三項第二号ロに掲げる事項を、当該提供後遅滞なく、第百三十条第一項第十五号の信託会社等に通知していないと認められる状況

［三十～三十六　略］

［2～16　略］

（最良執行方針等）

第百二十四条　［略］

［2・3　略］

4 ‖ 法第四十条の二第四項の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（顧客から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があった場合にあっては、当該方法）により行うものとする。

一　最良執行方針等を記載した書面の交付

二　前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供

5 ‖ 第七十九条第二項の規定は、前項に規定する情報の提供を同項第二号に規定する方法により行おうとする金融商品取引業者等について準用する。

6 ‖ ［略］

7 ‖ 法第四十条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～四　略］

五 ‖ 当該注文が最良執行方針等に従って執行された旨の説明

8 ‖ 法第四十条の二第五項の規定により同項に規定する情報を提供しようとする金融商品取引業者等は、顧客から求められた日から二十日（特定投資家である顧客から同意を得た場合にあっては、当該同意に係る期間（二十日以上の期間に限る。）以内に当該顧客に当該情報を提供しなければならない。

9 ‖ 法第四十条の二第五項の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（顧客から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があった場合にあっては、当該方法）により行うものとする。

一　法第四十条の二第五項に規定する事項を記載した書面の交付

二　前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供

10 ‖ 第七十九条第二項の規定は、前項に規定する情報の提供を同項第二号に規定する方法により行おうとする金融商品取引業者等について準用する。

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第百二十三条　［同上］

［一～二十八　同上］

二十九　第百三十条第一項第十五号に規定する場合において、同号の運用財産の運用を行う金融商品取引業者が、当該運用財産に係る権利者に交付をした法第四十二条の七第一項の運用報告書に記載した同号の対象有価証券に係る第百三十四条第一項第二号ロに掲げる事項を、当該交付後遅滞なく、第百三十条第一項第十五号の信託会社等に通知していないと認められる状況

［三十～三十六　同上］

［2～16　同上］

（最良執行方針等）

第百二十四条　［同上］

［2・3　同上］

4 ‖ 金融商品取引業者等は、法第四十条の二第四項の規定により交付する書面には、最良執行方針等を記載しなければならない。

［項を加える。］

5 ‖ ［同上］

6 ‖ 法第四十条の二第五項に規定する最良執行方針等に従って執行された旨を説明した書面（次項において「最良執行説明書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～四　同上］

［号を加える。］

7 ‖ 法第四十条の二第五項の規定により最良執行説明書を交付しようとする金融商品取引業者等は、顧客から求められた日から二十日（特定投資家である顧客から同意を得た場合にあっては、当該同意に係る期間（二十日以上の期間に限る。）以内に当該顧客に交付しなければならない。

［項を加える。］

［項を加える。］